

(仮称)寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例(素案)の概要

条例の構成

条例前文

これまで自治会や地域協働協議会が市の発展に大きく寄与していただいたことを記載した上で、自治会への加入と地域活動への参画がいかに重要かを記載する。

条文(各主体の役割を規定)

地域住民 自治会・地域協働協議会
事業者 寝屋川市

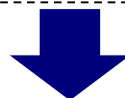
前文の内容

- ・ 価値観の多様化等による「自治会の加入率の低下」
 - ・ 高齢化の進行等による「中心的な役割を担う人材の不足」
- ⇒ 「共助の意識の低下」、「平常時の安心の低下」、「治安の悪化」を招くリスクが高くなる



リスクを解消するためには

- ・ 多くの地域住民が地域活動に参画・参加するなど、地域の絆を育むことが必要
 - ・ 平常時から地域で支え合うことの意義を十分に理解していただくことが必要
- ⇒ 地域コミュニティの活性化を推進していくことが重要



条例の制定により

将来にわたり地域住民が支えあい、安全・安心に暮らすことができる持続可能な地域コミュニティを実現する

条文の内容

第1条(目的)

共助の重要性を踏まえ、地域住民の自治会への加入や地域活動への参画・参加を促進することにより、地域コミュニティの活性化を推進し、地域住民が安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。

第2条(定義)

自治会、地域協働協議会、地域コミュニティ、地域活動(地域コミュニティの維持・活性化に資する活動)の用語を定義する。

第3条(地域住民の役割)

地域住民は、地域コミュニティの重要性を理解し、自治会への加入や地域活動への参画・参加に努める。

第4条(自治会及び地域協働協議会の役割)

地域住民の価値観や自主性を尊重し地域活動を行うとともに、地域住民が参画・参加しやすい開かれた組織運営に努める。

第5、6条(事業者の役割)

第5条 事業所が所在する地域活動への積極的な参画・参加に努める。

第6条 当該住宅に入居する者に対し、自治会への加入促進に関する情報提供に努める。

条文の内容

第7条(寝屋川市の役割)

自治会への加入や地域活動への参画・参加を促進するための広報や自治会等との意見交換、市の事務事業への協力を依頼する場合には、負担が大きくならないよう配慮する 等

条例の施行日: 令和7年4月1日

今後のスケジュール

・広報ねやがわ12月号、市ホームページにおいて、パブリック・コメント手続実施の記事を掲載



パブリック・コメント実施

・令和7年2月頃に、パブリック・コメントで提出された意見に対する市の考え方を公表



・令和7年3月議会に条例案を付議